

山梨県社会福祉審議会委員任命式・審議会次第

日 時 平成24年8月7日(火)
午後3時30分~

場 所 ベルクラシック甲府

1 任命式

- (1) 任命書交付
- (2) 福祉保健部長あいさつ
- (3) 委員自己紹介
- (4) 関係職員紹介

2 審議会

- (1) 委員長選任
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 報告事項
 - ア 山梨県社会福祉審議会規程の改正について
- (4) 審議事項
 - ア 各専門分科会及び審査部会の編成について
 - イ 各専門分科会長及び審査部会長の選出について
 - ウ その他
- (5) 事業説明
 - ア 健康長寿やまなしプランについて
 - イ 児童家庭課の主要な事業について
 - ウ やまなし障害者プラン2012について

3 その他

4 閉 会

座席表

(ベルクラシック甲府3F ユージェニー)

委員長席

米山富子 委員 ○
山本隆 委員 ○
山角駿 委員 ○
山口勝弘 委員 ○
八巻佐知子 委員 ○
山縣然太朗 委員 ○
望月敏子 委員 ○
望月孝之 委員 ○
三井久美子 委員 ○
前島茂松 委員 ○
古屋義博 委員 ○
原寛 委員 ○
濱田健作 委員 ○
中込博文 委員 ○
土橋亨 委員 ○
戸田知 委員 ○
田中ちえ 委員 ○
田草川憲男 委員 ○
角野幹男 委員 ○

○ 芦澤敏久 委員
○ 天野達也 委員
○ 池田政子 委員
○ 石合千年 委員
○ 石井貴志 委員
○ 井出公一 委員
○ 大久保幹雄 委員
○ 小野早苗 委員
○ 上條兵武 委員
○ 川村文彦 委員
○ 功刀融 委員
○ 作田誠一郎 委員
○ 沢登京子 委員
○ 塩崎洋子 委員
○ 志村祐二 委員
○ 神宮司真佐子 委員
○ 鈴木孝子 委員
○ 鶯見よしみ 委員

司会

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

近藤宮澤横森原間三枝鈴木布施篠原課長
課長課長課長次長次長長

社教児童総務 長寿障害

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

山梨県社会福祉審議会委員名簿

任期：H24.8.1～H27.7.31

※五十音順敬称略

	氏名	役職名等
1	芦澤 敏久	県社会福祉協議会 会長
2	天野 達也	県リハビリテーション病院・施設協議会 副会長
3	池田 政子	県立大学 人間福祉学部 教授
4	石合 千年	県障害者福祉協会 副理事長 県身体障害者連合福祉会 会長
5	石井 貴志	県老人福祉施設協議会 会長
6	井出 公一	県歯科医師会 副会長
7	大久保 幹雄	県老人保健施設協議会 会長
8	太田 真司	山梨日日新聞社 論説委員
9	小田切 則雄	県きずな会 会長
10	小野 早苗	認知症の人と家族の会山梨県支部 代表
11	上條 兵武	県社会福祉施設経営者協議会 副会長
12	川村 文彦	(株) テレビ山梨 常務取締役
13	功刀 融	県病院協会 会長
14	作田 誠一郎	山梨学院短期大学 講師
15	沢登 京子	公募委員
16	塩崎 洋子	公募委員
17	志村 史哉	県保育協議会 副会長
18	志村 祐二	中央市立豊富小学校 校長
19	神宮司 真佐子	甲府市立羽黒小学校 校長
20	鈴木 孝子	県愛育連合会 会長
21	鷺見 よしみ	県介護支援専門員協会 会長
22	角野 幹男	県町村会 会長(昭和町長)
23	田草川 憲男	県栄養士会 会長
24	田中 ちえ	県肢体不自由児者父母の会 甲府市障害児者父母の会 監事
25	手塚 司朗	県医師会 理事 県警察医会 副会長
26	戸田 知	県民生委員児童委員協議会 会長
27	土橋 亨	県議会議員 教育厚生委員長
28	中込 博文	県市長会 理事(南アルプス市長)
29	畠山 和男	県立あけぼの医療福祉センター 副所長
30	濱田 健作	公募委員
31	原 寛	県医師会 副会長
32	平林 弘光	県スポーツ少年団 副本部長
33	藤巻 秀子	県看護協会 会長
34	古屋 義博	山梨大学 教育人間科学部 准教授
35	前島 茂松	県社会福祉施設経営者協議会 会長
36	増山 敬祐	日本耳鼻咽喉科学会 県地方部会 会長
37	三井 久美子	県P.T.A協議会 監事
38	薬袋 健	県医師会 会長
39	望月 孝之	中央市立玉穂生涯学習館 館長
40	望月 敏子	県母子寡婦福祉連合会 副会長
41	山縣 然太朗	山梨大学大学院(医学工学総合研究部) 教授
42	八巻 佐知子	弁護士(八巻法律事務所)
43	山口 勝弘	山梨英和大学 人間文化学部 教授
44	山口 哲	県眼科医会 副会長
45	山角 駿	県精神科病院協会 会長
46	山本 隆	県立富士見支援学校 校長
47	米山 富子	県老人クラブ連合会 副会長 女性委員長

山梨県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会委員名簿(案)

任期:H24.8.1~H27.7.31

※五十音順敬称略

山梨県社会福祉審議会

設置根拠：社会福祉法第 7 条（必置）
委員数：50 名以内（社会福祉法第 12 条）
任期：3 年（山梨県附属機関の設置に関する条例）

・社会福祉に関する事項

民生委員審查專門分科會

民生委員の適否に関する事項

兒童福祉專門分科會

児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

高齡者福祉専門分科会

高齢者の福祉に関する事項

障害者福祉専門分科会

身体障害者(児)の福祉に関する事項

會部查審子母護養

里親、保護受託者の認定 の審査	・児童の措置、措置解除 措置変更の審査
母子福祉資金、寡婦福祉 資金の貸付停止の審査	・一時保護の延長等 児童虐待の検証
	・被虐待児に對し県が

健全育成審査部会

- 有害図書類の審査
- 有害刃物類、有害がん具類の審査
- 有害公告物の内容変更、撤去措置の審査

會部查審者害障

身体障害者手帳の非該当の審査
身体障害者手帳の診断書作成医
師の審査
更生医療機関の指定の審査
特別児童扶養手当等に係る審査
請求又は異議申立てに係る障害
者等級の審査

○山梨県社会福祉審議会規程の一部改正について

山梨県社会福祉審議会規程新旧対照表

	新	旧
(審査部会の設置)	(審査部会の設置)	
第3条 略 2～3 略 4	第3条 略 2～3 略 4	
(1) (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同項第2項の指定医療機関への委託の措置	(ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置若しくは同項第3号の児童への委託	
(1) (イ) 略	(イ) 略	
(2) 児童福祉法第33条第5項に規定する一時保護の延長等に関すること		
(3) 児童虐待等の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること	(2) 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること	
(4) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置	(3) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置	

○社会福祉法 (昭和26年3月29日法律第45号) (抜粋)

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるとところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第8条第1項中「35人以内」とあるのは「50人以内」と、前条第1項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の

2 第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答える、又は関係行政庁に意見を呈するものとする。

(組織)

第8条 地方社会福祉審議会は、委員35人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第9条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

○児童福祉法（昭和 2 年 12 月 12 日法律第 164 号）（抜粋）

第九条 児童福祉審議会は、委員 20 人以内で、これを組織する。

- 2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 3 児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。

- 4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

第 27 条 都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を探らなければならぬ。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

- 四 家庭裁判所の審判に付することができる児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

2 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第 3 号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行ふことを委託することができる。

第 2 節 児童福祉審議会等

第 8 条 第 7 項、第 27 条第 6 項、第 33 条第 5 項、第 33 条の 15 第 3 項、第 46 条第 4 項及び第 59 条第 5 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 12 条第 1 項の規定により同法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊娠婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

3 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

5 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるとときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

6 社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

7 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第 1 項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第 27 条第 6 項、第 33 条第 5 項、第 33 条の 12 第 1 項及び第 3 項、第 33 条の 13、第 33 条の 15、第 46 条第 4 項並びに第 59 条第 5 項及び第 6 項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を探るにあたつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならぬ。

4 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除ぶては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを探ることができない。

5 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により探るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により探るもの）若しくは第2項の措置を探る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

3 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。

4 前項の規定にかかるわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。

5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を経過するごと

に、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならぬ。ただし、当該児童に係る第28条第1項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第3条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

(趣旨) 第1条 地方機関に於ける事務の運営に關する事項を定め、他の条例に別に定めるものあるものを除くはかかる。

(山梨県社会次会議各社議論第3当一合) 第7条第1項の審議会その他の機関又は協議会として、
その設置及び運営を司る附屬機関を設立する旨を年次報告書(昭和26年法第45号)第7条第1項の審議会その他の機
関又は協議会として、

(組織) 第4条 第2款 附屬機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げられる。別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げられる。別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げられる。別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げられる。別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げられる。

(会長等) 第5条 附屬機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長等」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)とくに置かれてゐる。2. 副会長は、会員の互選によりこれを定める。3. 副会長は、理務を附屬機関に事務を代理するときは、その職務を代理する。4. 副会長は、会員を附屬機関に事務を代理するときは、その職務を代理する。

(会議) 第6回議は、議長が出席しなかつた場合を除く場合は、議長が議長となることとする。議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する。

第7条 附屬機関に、規則で定めるとところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任) 第8条 この条例に定めるもののはかかる。附屬機關の担任事務、組織及び運営等に關し必要な事項は、規則で定める。

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。
則^則
施行期日

別表第二(第三条、第四条関係) 知事の附屬機関		委員の要件	委員の任期
附屬機関	担任事務	委員の定数	委員会の議事業 に従事する者の経験
山梨県社会福利審議会	社会法第十一項に規定する事務	五十人以内	県議会に出席する者に於ける経験のある者
山梨県社会調査会	社会法第十二項に規定する事務	三十人以内	県議会に出席する者に於ける経験のある者

山梨県社会福祉審議会規程

3

3 審議母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
(1) 児童福祉法(昭和2年法律第164号)第6条の3の規定による里親の認定に関する審査

(2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止に関する審査
4 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
(1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときには当該措置をとること
(ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは別児院等の施設への入所の措置又は同

条第2項の指定医療機関への委託の措置
(イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること
(2) 児童福祉法第33条第5項に規定する一時保護の延長等に関すること
(3) 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を行った事例について検証を行い、必要な発防止策を検討すること
(4) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置

5 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
(1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
(2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和39年山梨県条例第43号)第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第6条第3項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
(3) 児童福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

6 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
7 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
8 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
9 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行ふ。

- (会議)
第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。
2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和38年法律第134号)第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査

(専門分科会の設置)
第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調査審議事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者(児)及び知的障害者(児)の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊娠婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

(審査部会の設置)
第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。
2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者の交付を申請する者の障害程度の審査
(2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和38年法律第134号)第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査

- 3 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
- 5 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

- 第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもつて決議を行うことができる。
- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもつて審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

- 第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。
2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福社保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害者福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部児童家庭課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるものほか、審議会の運営に関する必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この規程は、平成9年8月1日から施行する。
この規程は、平成10年4月1日から施行する。
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年8月1日から施行する。
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年8月2日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成18年4月1日から適用する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規定は、平成20年4月1日から施行する。
この規定は、平成21年4月1日から施行する。
この規定は、平成24年4月1日から施行する。
この規定は、平成24年4月1日から施行する。

健康長寿やまなしプラン（平成24年度～平成26年度）の概要

第1章　計画の基本的事項

- 「第二期チャレンジ山梨行動計画」に掲げる将来の高齢社会のあるべき姿を念頭に、高齢者に対する福祉サービスやその他の施策について、目指すべき基本目標を取り組むべき施策を明らかにするために、策定するものです。
- 本県の高齢者福祉施策の総合的指針を示す「老人福祉計画」と市町村の介護保険事業の実施を支援する「介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定するものです。

第2章　計画策定の基本方針と施策の方向

基本理念

「ともに生き、ともに支える」という長寿やまなし県民憲章の趣旨を踏まえ、「第二期チャレンジ山梨行動計画」に掲げる「暮らしさざ日本一の県づくり」のためには必要な具体的な施策を定め、「明るく活力あるやまなし」の構築を目指します。

基本目標

「生涯あんしん地域」チャレンジ、「誰もが健康に安心して暮らせるやまなしを実現

- 健康寿命の維持向上を図り、老にさりや認知症にならないようにするために、高齢者が主体となって行う健康づくりの取り組みなど、幅広い介護予防活動を支援します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、医療、介護、予防や多様な生活支援サービス等を包括的に継続的に受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 居宅での生活が困難な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、多様なニーズに対応する高齢者福祉施設の計画的な整備を促進します。

□地域包括ケアシステムの構築
○多くの高齢者が希望する住み慣れた地域での安心の暮らしのためには、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた介護等のサービスが、適切な組み合わせにより切れ目なく提供されることが必要です。

- このためには、地域における実践の中核的役割を担う市町村を中心に、関係機関・団体、多職種にわたる関係者、地域住民等による取り組みや連携・協働等の仕組みづくりが必要です。
- 市町村を中心とした各地域での地域包括ケアシステムに対する県民や関係者の理解の醸成を図るとともに、介護サービスや予防などの各分野の充実強化、ネットワーク化や連携・協働を図るために必要な地域の共通課題の解決に取り組んでいきます。

プランの特色

□地域包括ケアシステムの構築

- 多くの高齢者が希望する住み慣れた地域での安心の暮らしのためには、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた介護等のサービスが、適切な組み合わせにより切れ目なく提供されることが必要です。
- このためには、地域における実践の中核的役割を担う市町村を中心に、関係機関・団体、多職種にわたる関係者、地域住民等による取り組みや連携・協働等の仕組みづくりが必要です。
- 市町村を中心とした各地域での地域包括ケアシステムに対する県民や関係者の理解の醸成を図るとともに、介護サービスや予防などの各分野の充実強化、ネットワーク化や連携・協働を図るために必要な地域の共通課題の解決に取り組んでいきます。

第4章　具体的な高齢者福祉施策の方向

(主な施策・事業等)

- I 高齢者の健康づくり、生きがいづくりに対する政策の推進
- II 認知症高齢者への支援
- III 地域包括ケアシステムの構築
- IV 高齢者福祉施設の整備
- V 介護サービスの質の確保及び向上
- VI 高齢者の尊厳の保持と安全の確保
- VII 介護給付等対象サービスの量の見込み

- 認知症サポートの整備
- 早期発見、早期治療の体制づくり
- 認知症介護従事者研修の実施
- 認知症の人その家族への支援
- 介護保険制度のユニット化の促進
- 地域密着型介護老人福祉施設等の整備促進
- 施設・居住系サービスの整備
- 医療・介護の連携強化
- ・介護サービスの充実強化
- ・予防の推進
- ・生活を支える多様な仕組みづくり
- ・住まいの確保
- 認知症高齢者への支援

計画期間	平成24年度～平成26年度
高齢者 福祉地域 担当課	中北、坂東、候南、富士・東部

第3章　高齢者を取り巻く状況

高齢化の進展、在宅一人暮らし・認知症高齢者の増加

	H12年度	H23年度	比較(%)
受給者 数	人	人	
受給者	141,104	340,201	241.1
高齢化率	94.28%	244.66%	259.5
うち高齢者	94.28%	94.93%	18.56%
在宅一人暮らし高齢者	5.83%	5.83%	164.4
在宅一人暮らし高齢者数	人	人	
在宅一人暮らし高齢者	16,858	29,970	77.8
高齢者关爱世帯	21,352世帯	31,154世帯	45.9
認知症高齢者数	※(H20)13,976人	16,722人	119.6

※認知症高齢者数は、平成26年度から調査。

健康寿命日本一

健康寿命(平均自立期間)

	男性	女性
順位	65歳	70歳
1	長野	山梨
2	山梨	山梨

※平成17年10月の状況

介護給付の増加

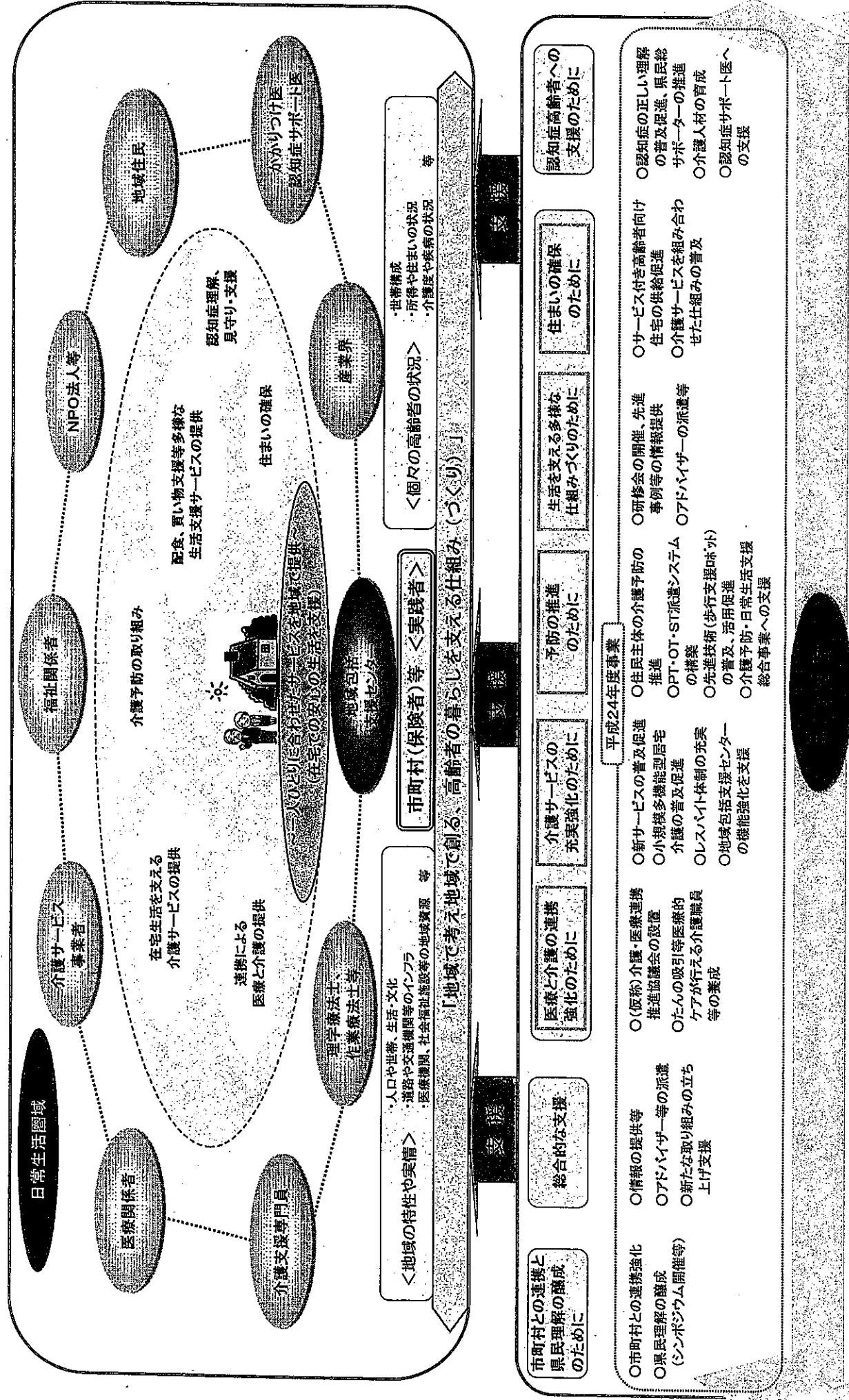
	H12年度	H22年度	比較(%)
居宅サービス	人	人	
居宅サービス	141,104	340,201	241.1
施設サービス	百万円	百万円	
施設サービス	7,557	27,058	388.5

※地域密着型サービスは、平成18年度から開始

Ⅷ 介護給付等対象サービスの量の見込み

- サービス利用等の概況
- (第4期(H21～H23))
- 介護給付等対象者数
- (第5期(H24～H26))
- 低所得者の負担への配慮

地域生活クラスタムに向けた



児童家庭課の主要な業務

I 子育て支援対策

少子化の現状(山梨県)

	H01	H10	H15	H19	H20	H21	H22	H23
出生数	8,801	8,578	7,720	6,988	6,621	6,651	6,412	
合計特殊出生率	1.66	1.48	1.37	1.35	1.31	1.46	1.41	
全国出生率	1.57	1.38	1.29	1.34	1.37	1.39	1.39	

平成23年の合計特殊出生率は、全国1.39、本県は1.41であり、人口を維持するのに必要な水準とされている2.07を大幅に下回っている。少子化の進行は、社会構造、経済活動、地域や家庭生活に大きなマイナスの影響を与えることが懸念されることから、子どもを望む人が、安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる環境を整備していくことが必要となつておあり、「やまなし子育て支援プラン」後期計画(倒産期間：平成22年度から26年度)を平成22年3月に策定し、子育て支援施設の計画的な推進を行つている。

- 延長、休日、夜間などの特別保育の促進
- 乳幼児医療費助成事業
- 安心子ども基金事業(保育所等整備事業、放課後児童クラブ設置促進事業、高等技能訓練促進等事業など)

II 要保護児童関係

1 児童虐待相談件数等の推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談区分	児童相談所分	340	401	404	411	477
市町村分	242	243	258	361	453	
合計	582	644	662	772	930	
一時保護の状況	実人員	224	171	172	153	151
	延人員	6,815	7,651	8,001	8,191	6,763

*市町村分の相談件数は、児童相談所が対応した件数(重複件数)は除いている。

虐待相談件数は、年々増加し、平成23年度は、県477件、市町村453件、合計930件で前年に比べ15件、20.5%増加している。

そのため、「児童虐待の予防と早見警視」「虐待を受けた児童の迅速・適切な保護」「社会的養護体制の充実」「児童の自立支援」等支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを行つている。

- 虐待防止対策事業(虐待防止テレビCMの放映、精神科医による保護者等へのカウンセリング、中央児童相談所に児童虐待困難事例対応部隊の設置など)

2 里親の登録数等

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
登録登録数(家庭)		105	105	99	116	117
里親及びアミリーホーム	A	65	75	71	86	96
委託登録数	B	314	325	306	331	326
措置登録全体会員数	A/B(%)	20.7	23.1	23.2	26.0	29.4

○里親委託等推進事業(児童相談所に里親委託等推進員を配置)

III ひとり親家庭、DV関係

1 ひとり親家庭の状況(平成20年ひとり親家庭母子世帯等実態調査)

母子世帯	7,739世帯、父子世帯	1,093世帯、(妻婦)	4,058人
ひとり親となった原因	母子、父子世帯とも離婚が8割前後		
世帯の収入	母子世帯 100万～200万円・39%、200万～300万円・24%		
父子世帯	500万～1000万円・24%、200万～300万円・21%		

○ひとり親家庭型扶養費の補助

○母子家庭等自立支援給付金事業

○年子家庭等教育・自立センター事業

○児童扶養手当の支給

※女性相談所への相談件数

本県のDV相談件数等の推移		※ 女性相談所への相談件数		
	19年度	20年度	21年度	22年度
DV関係相談件数	486	618	594	704
一時保護件数	26	35	23	22

充電防止法に基づく保護の必要がある女性(性行又は環境に照らして児童を受けている被害者からの暴力を受けていたりする被験者からの相談や保護等を行つて)の保護更生と転落の未然防止を図ることを中心とした取り組みを行つておるがそのある者の保護等を行つておる。

IV 生活保護関係

1 本県の生活保護改修等の推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活保護世帯数	世帯	2,915	3,048	3,419	3,923	4,426
生活保護者数	人	3,616	3,744	4,209	4,886	5,665
保護率	率%	4.1	4.3	4.8	5.6	6.8

※保護件数は、各年度の年度平均件数

被保護世帯数は、昭和35年以来、一貫して減少傾向にあつたが、平成4年度を境に横直ないし、微増傾向に転じ、平成9年度以降は動向となり、平成20年度からは急増している。

保護率は、平成24年2月末現在、全国で低い方から7番目。

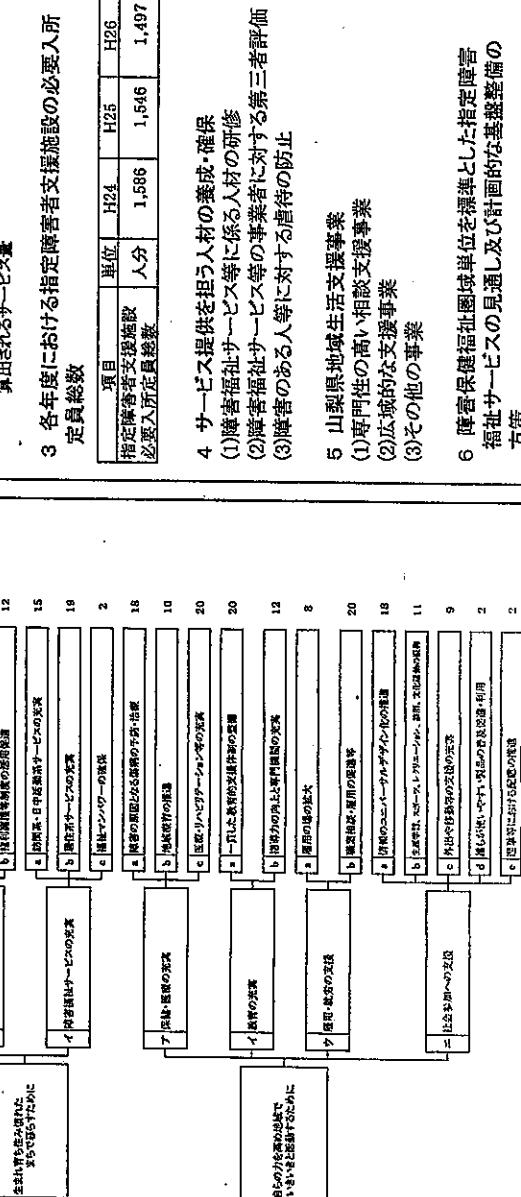
このような状況を踏まえ、県及び市町村事務所における適正で円滑な業務の推行を図るために、現業員等の業務研修をはじめとして、セブト点検の強化や扶養義務調査の推進などに取り組んでいる。

計画の基本的な事項

- 計画策定の趣旨
国の障害者制度改廃の動向に対応しつつ、「新やまなしま障害者プラン」の実現状況や施策・事業を展開する中で明らかになつた課題、障害関係団体等との意見交換会の内容を反映させた新計画を策定
- 計画の位置付け
障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である「山梨県障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の整体制度の確保に関する計画である「第3期山梨県障害福祉計画」を統合
- 計画の期間
平成24年度～平成26年度
- 障害保健福祉圏域
精神保健福祉手帳交付者数、精神疾患受給者証交付者数、特定疾患医療受給者証交付者数、民間企業実雇用率

項目	H24(人)	H23(人)	増減
身体障害者手帳交付者数	34,440	41,387	-7,947 -20.2%
精神保健福祉手帳交付者数	3,706	5,463	-1,757 -47.4%
精神疾患受給者証交付者数	2,252	5,143	-2,891 -128.4%
特定疾患医療受給者証交付者数	2,251	3,580	-1,329 -59.0%
民間企業実雇用率	1.68%	1.67%	0.01%
H23年度卒業生数(人)	124	13	9 -4 -5

障害のある人の現状



障害のある人を取り巻く環境の変化

- 共生社会の考え方の浸透
共生社会という考え方を知っている人 48.8%
- 障害者基本法の改正(H23.8)
法律の目的、障害者の定義の見直し等、抜本的な改正
- 権利擁護
H23.6 障害者虐待防止法の成立(H24.10施行)
- 教育
H23.7 やまなしま特別支援教育推進プランの策定
- 雇用・就労
障害のある人の一般就労に向けた取組みの推進
- ボランティア活動
H23.6 ボランティア活動の促進を図るためにNPO法の改正
- 情報化
ICTの急速な進展による障害のある人の自立と社会参加の促進
- 生活環境
バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

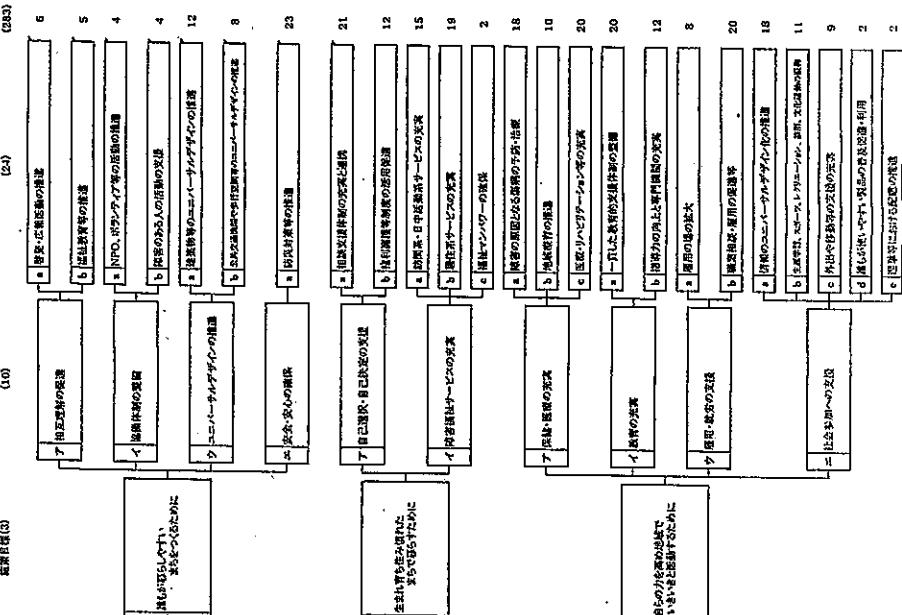
計画の実効性を確保するため、51の項目について数値目標を設定

基本理念「共生社会の実現」

県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に推進することにより、障害の有無によって分け隔てられるごとなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。

分野別施策の展開

共生社会の実現のため、三つの施策を掲げ、283の主な施策を展開



地域生活移行・就労支援等に関する数値目標

及びサービスの見込み量

(第3期山梨県障害福祉計画)

- 平成26年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標
 - 施設入所者の地域生活への移行 239人
 - 入院中の精神障害のある人の地獄生活への移行
1年末満入院者の平均退院率 76%
 - 5年以上かつ65歳以上の退院者数 19人
 - 福祉施設利用者の一般就労への移行 123人

各年度におけるサービスの見込み量

サービス等の種類	単位	H24	H25	H26
訪問介護サービス	時間分	26,035	28,959	31,812
日中活動系サービス	人日分	74,836	82,326	89,554
居住系サービス	人	1,711	1,770	1,829
非同生活援助等	人	525	624	732
施設入所支援	人	1,186	1,146	1,097
相談支援	人	345	681	1,017

時間分、月間のサービス提供時間

人日分、月間の利用人員×1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

- 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数

項目	単位	H24	H25	H26
指定障害者支援施設 必要入所定員総数	人分	1,586	1,546	1,497
- サービス提供を担う人材の養成・確保
 - 障害福祉サービス等に係る人材の研修
 - 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価
 - 障害のある人等に対する虐待の防止
- 5 山梨県地域生活支援事業
 - 専門性の高い相談支援事業
 - 広域的な支援事業
 - その他の事業
- 6 障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策
 - 全体及び各保健福祉圏域の現状と課題、取組みの方向